

28三総契第206号
平成28年8月18日

事業者 各位

三鷹市長 清原 慶子
(公印省略)

前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月27日に公布、施行されたことに伴い、下記のとおり三鷹市工事請負契約約款の一部を改正し、三鷹市発注工事の前払金の使途を拡大しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とし、中間前払金については前払金の使途拡大の対象外とします。

2 改正年月日

平成28年8月18日

3 その他

既に請負契約を締結した工事についても前払金の使途拡大を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約における前払金の使途制限に係る規定を変更することが必要となりますので、契約管理課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

三鷹市総務部契約管理課契約係
電話0422-45-1151 内線2261～2263